

串本町地域防災計画

【令和5年3月】

ダイジェスト版

避難の心得

いざという時のために、日頃から避難に必要なものを整理し、避難の手順について話し合っておきましょう。



状況により、すばやく避難しましょう!

町から情報が来る前でも、雨の状況などから判断し、避難しましょう。



外出中の家族には連絡メモを残そう!

「どこどこへ避難する」といったようなメモを残しておくといいでしょう。



住所、氏名、連絡先などを記載した防災メモを持とう!

特に高齢者や子どもは、事前にメモを用意し、身につけて避難しましょう。



集団で助け合おう!

単独での行動は避け、近所の人たちと集団で決められた場所へ避難しましょう。



車での避難は控えて!

車は、約30cmの浸水で走行困難になります。車での避難は避けましょう。



安全なルートで!

川べり、地下歩道などは避け、できるだけ安全な広い道を選びましょう。



持ち出し品は最小限に!

非常持ち出し品はリュックサックにまとめ、両手が自由に使えるようにしましょう。



避難所では

係の人の指示に従いましょう!

避難所に着いたら、住所、氏名を報告しましょう。



串本町

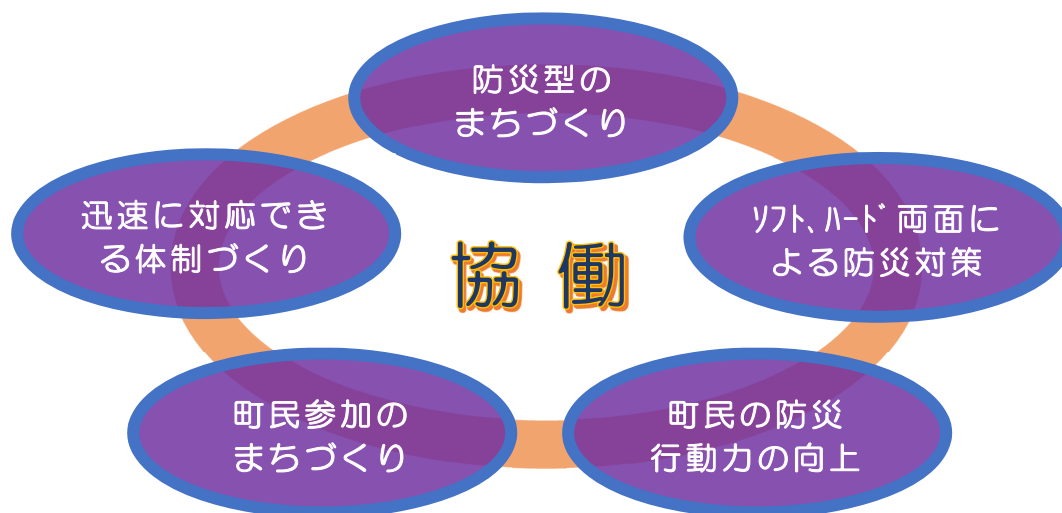
計画改訂の目的等

- 防災はまちづくりの基本であり、住民のかけがえのない身体、生命及び財産を守るための重要な課題です。近年の気象状況等の変化や東日本大震災をはじめ甚大な被害をもたらした災害から得られた教訓の反映、国や県が行った防災計画の改訂等への対応を図るために、これまでの地域防災計画の見直しを行いました。
- 串本町地域防災計画は、町や防災関係機関等が平常時や災害発生、復旧復興時において行うべき対策について定めています。

防災ビジョン

- 本町の地域特性や地震・津波、風水害等は基より複合災害の発生も考慮し、防災に取り組む基本理念は次のとおりです。

- ① 災害に対して、積極的な防災型のまちづくりを推進する。
- ② 災害発生時に、迅速に対応できる体制づくりを推進する。
- ③ 行政のみでなく、町民参加を念頭に置いた「災害に強いまち」づくりを行う。
- ④ 災害発生時に迅速な対応がとれるようソフト、ハードの両面にわたる防災対策を推進する。
- ⑤ 町民の防災行動力の向上を図る。



- この計画で達成すべき基本目標は、以下のように定めています。

災害に強いまちづくり	災害に強い人づくり	災害に強いシステムづくり
福祉対策の充実	消火・救助・救急体制の整備	緊急物資の確保・供給
避難収容対策の充実	医療・保健体制の整備	関係機関との協力、連携

計画の構成

串本町地域防災計画

第1編 総則 (風水害等対策計画、地震・津波災害対策計画共通)	第5編 災害応急対策計画 (地震・津波災害対策計画)
第2編 災害予防計画 (風水害等対策計画、地震・津波災害対策計画共通)	第6編 災害復旧・復興計画 (地震・津波災害対策計画)
第3編 災害応急対策計画 (風水害等対策計画)	第7編 南海トラフ地震防災対策推進計画 (地震・津波災害対策計画)
第4編 災害復旧・復興計画 (風水害等対策計画)	資料編

■各編で、住民の皆様に関係することは、以下のような事項があります。

防災・減災への基本的な考え方に関すること【総則編】

- 住民参加による災害に強いまちづくり
- 住民の防災行動力の向上



災害への備えに関すること【災害予防計画編】

- 建築物の耐震診断・耐震改修等の促進
- 防災行政無線等の情報通信体制の強化
- 避難誘導體制及び避難収容体制の強化
- 要配慮者に対する支援体制の強化
- 水・食料・生活必需品等の備蓄の啓発
- 子供たちの安全確保体制の強化と防災教育の実施
- 防災訓練の実施と防災知識の普及啓発
- 自主防災組織による地区防災計画の策定



災害発生時に行うこと【災害応急対策計画編（風水害等、地震・津波）】

- 高齢者等避難及び避難指示等の発令
- 救急救助、医療救護、行方不明者の捜索等の実施
- 避難所等における要配慮者や女性等への配慮
- 避難所開設時における感染症対策
- 車中泊など避難所以外での避難者の健康被害防止
- 緊急物資等の供給における多様なニーズへの対応
- 被災した愛玩動物（ペット）の保護等の対策
- ボランティアセンターの設置とボランティアの受け入れ
- 避難所や避難所近くの場所に臨時の炊き出し所を設置



もとの生活に戻るために行うこと【災害復旧・復興計画編】

- 被災住宅の再建支援対策の実施
- 被災者、被災事業者等への資金融通機関の広報
- り災証明書の速やかな発行体制の確立
- 被災者への雇用対策の実施
- 復興計画の策定



大災害に備えるために行うこと【南海トラフ地震防災対策推進計画編】

- 南海トラフ地震臨時情報発表時に係る措置
- 津波からの防護のための施設の整備
- 津波警報・注意報等の伝達体制の確立
- 津波からの避難施設や避難路の整備
- 津波避難訓練等の実施
- 地震防災上必要な教育・広報の実施



2 日ごろから準備をしておく

自主防災活動に協力しましょう

- 「自分たちの地域は自分たちで守る（自助）」ことが基本です。
- 自主防災組織等による要配慮者支援の取り組み等を理解し、防災活動に協力しましょう。



防災訓練に参加しましょう

- 日頃の訓練が災害時に役立つこととなりますので、地域の防災訓練には積極的に参加しましょう。



災害に備えて備蓄しましょう

- 各家庭や事業者は、災害に備えて生活物資の備蓄をしておくことが必要です。
- 一人あたり3日間程度（できれば1週間）の生活ができる量を目安に、水や食料、簡易トイレ（災害用トイレ）等の備蓄をしましょう。
- また、必要に応じて、常備薬やアレルギー対応物資、メガネ、補聴器等日常生活に欠かせないものも持ち出し時には忘れないようにしましょう。



串本町が平常時に取り組む対策

防災上重要な施設の高台移転や建築物の耐震化等を進めます

- 沿岸部に位置する公共施設は、津波による浸水の危険性があることから、浸水想定区域内に立地する古座消防署、こども園等の高台移転を推進し、防災拠点施設の整備に努めています。
- 学校等の避難所となる施設は、防災上重要な施設であることから、耐震化などの対策を進めています。
- 民間の建築物に対しても、耐震化や不燃化、設備の安全化対策等について積極的に広報を行い、協力を要請していきます。

情報ネットワークの充実を進めます

- 庁内及び地域の情報インフラを整備し、情報伝達ルートの多重化や新システムの導入を行っています。
- デジタル式の戸別受信機の設置（各戸への貸与）を進めており、さらに、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるなど、情報伝達の複数化を図ります。

要配慮者の支援体制の強化を進めます

- 要配慮者の地区単位での把握、自主防災組織等による災害時の避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での要配慮者の支援体制づくりを進めています。

避難所等の充実を進めます

- 避難所や避難場所は、災害別・利用形態別に整理を行うとともに、避難路や津波避難施設等の整備を進めています。
- 安全かつ速やかな避難誘導が行えるよう、避難誘導體制の強化を行います。

相互応援・受援体制の充実を進めます

- 町は、県や関係市町、事業者等と、災害時における応援協力の協定を締結しています。
- これからも積極的に新たな関係機関や事業者等との協定締結を進めるとともに、相互応援・受援体制を整備します。

防災知識の普及啓発を進めます

- 町は、県をはじめ防災関係機関や自主防災組織と連携して、町民が災害時において自発的な防災活動が行えるよう、防災知識の普及啓発を図るとともに、

防災に関する必要な情報を積極的に提供します。

- 地震発生時は、津波による被害が考えられるため、特に沿岸地域の住民は「あきらめずに逃げる」ことが重要であることを周知します。
- 地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（災害イマジネーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に対する実践的な防災教育や避難訓練の実施に努めます。
- 和歌山県が作成した防災学習ツールの災害対応シミュレーションゲーム「きいちゃんの災害避難ゲーム」を活用した普及啓発を行います。
- 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の周知を進めます。
- 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるための普及啓発を図ります。

3 災害が発生したら.....

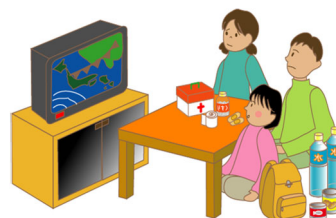
地震が起こったら、ご自身と家族を守りましょう

- 頭を保護し、丈夫なテーブルや机の下などにもぐりましょう。
- 揺れが落ち着いたら、火元の確認や津波情報を入手しましょう。
- 津波発生の際は、直ちに高台へ避難しましょう。



災害発生直後の情報はテレビ・ラジオから

- 災害発生直後は、テレビやラジオで災害情報を確認しましょう。
- 町からは、防災行政無線や広報車等により情報を提供します。



避難情報に注意しましょう

- 「高齢者等避難」の情報が出た場合は、避難に時間がかかる高齢者や障がい者、妊産婦等は避難しましょう。
- 居住する地域に「避難指示」が出た場合は、速やかに避難しましょう。



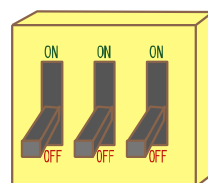
すでに周囲が浸水しているときの避難は要注意

- すでに周囲が浸水しているときの避難は、足下をとられるおそれがあります。履き物は運動靴が最適です。長靴は水が中にたまると歩きにくくなります。
- 長い棒を杖の代わりにして安全を確認しながら進みましょう。
- 避難所等までの移動が危険な時は、自宅や近隣建物の2階以上に避難しましょう。



避難の際には通電火災にも注意しましょう

- 地震等で停電した地域では、通電火災を防ぐために、電気器具のコードを抜いたり、ブレーカーを落としてから（分電盤の電源を「切」にしてから）避難しましょう。



高齢者や障がい者等の手助けをしましょう

- 避難するときは、地域の住民等と協力して、高齢者や障がい者、病弱者、乳幼児、妊産婦等の安全を確認し、避難の手助けをしましょう。



グループ単位で最寄りの避難所へ

- 自主防災組織や消防団の呼びかけに従って、区等のグループ単位で避難所に移動します。
- 家庭や学校、事業所等で、あらかじめ避難所や避難経路を確認しておくことが大切です。



避難所ではルールを守りましょう

- 避難所等での生活は集団生活です。避難生活者の一人ひとりが、避難所運営組織が定めたルールに従って、生活することが求められます。

ボランティアに協力しましょう

- 避難所には、災害ボランティアが派遣されることがあります。
- 避難所を円滑に運営するために、ボランティアとの話し合いや連携、協力が不可欠になります。

串本町が災害発生時に取り組む対策

情報を収集し、応急活動体制を確立します

- 気象状況に応じて職員を配備し、災害に備えた情報の収集伝達活動を行います。

避難の呼びかけを行います（警戒レベルと避難情報）

- 災害の警戒段階において、水位・雨量等の情報から、避難情報を発信します。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保【町が発令】
警戒レベル4までに必ず避難しましょう！			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示【町が発令】
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難【町が発令】
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 【気象庁が発表】
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 【気象庁が発表】

※警戒レベル5は、災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではありません。

※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難所の開設・運営について

- 避難所の開設は、町長が指定避難所から選定し、町職員が施設管理者と協力して開設します。
- 運営は、自主防災会の区長等による避難所運営組織を立ち上げて行います。
- 避難所の管理・運営では、高齢者、障がい者、乳幼児等や、男女双方、性的少数者及び子どもの視点などに配慮し、多様な避難者のニーズを的確に把握・反映できるよう努めます。
- 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行います。
- 保健所と連携し、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合の対応について協議・調整を行います。

広域的な連携による救出活動を行います

- 消防本部、消防団、自主防災組織、警察等と協力して救出活動を行います。
- 町だけでは対応できない場合には、自衛隊の出動を県に要請します。

被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行います

- 本震後の地震活動等による二次災害を防止するために、応急危険度判定を行います。
- 判定結果は建物の入口に表示し、「危険」判定の建物は立入禁止になります。

医療救護班の編制、救護所の設置を行います

- 多数の傷病者が発生したら医療救護班を編成し、医療救護活動を行います。
- 必要に応じて、被災現場や避難所等に救護所を設置します。

巡回相談や心のケアを行います

- 避難所等では、保健師等による健康診断や衛生指導等の巡回相談を行います。
- 避難生活が長期化する場合等では、関係機関の協力により、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）など、精神的不安への対策を行います。

避難所生活への支援について

- 被災者の避難所生活を支援するため、飲料水や食料等の確保・供給を行います。
- 救援物資等の集配拠点を開設し、物資の仕分けや保管、輸送を行います。
- 必要に応じて仮設トイレの設置、NTTによる仮設電話の設置等が行われます。

在宅避難者への支援について

- 在宅生活が可能な被災者で、飲料水や食料等の入手が困難な住民（在宅避難者）には、最寄りの避難所で情報の提供や物資の供給を行います。

多様なニーズへ配慮します

- 高齢者や乳幼児、男女別のニーズへの配慮や、避難生活の時間の経過とともに変化するニーズに対応した物資の供給に配慮します。

応急仮設住宅を建設します

- 住家に多大な被害が発生した場合は、応急仮設住宅を建設します。
- 避難所等で相談窓口を設置し、入居の申込を受け付けて需要の把握を行います。

保健衛生活動を行います

- 被災状況に応じて防疫班を編成し、感染症予防対策等に関する広報活動を行うとともに、避難所での感染防止対策の徹底、消毒の実施、ネズミや虫の駆除などの対策を行います。

ごみ、し尿、ガレキ等の収集処理

- 被災地、避難所の生活に支障が出ないように、速やかに収集処理体制を確立して活動を行います。

ボランティアの受け入れ

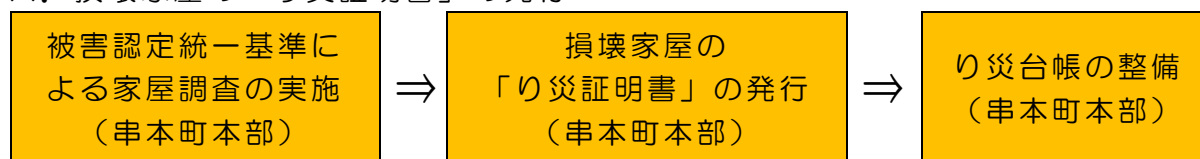
- 社会福祉協議会等と協力して、災害ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターを串本町福祉総合センターに設置し、ボランティアを受け入れます。

串本町が復旧復興に向けて取り組む対策

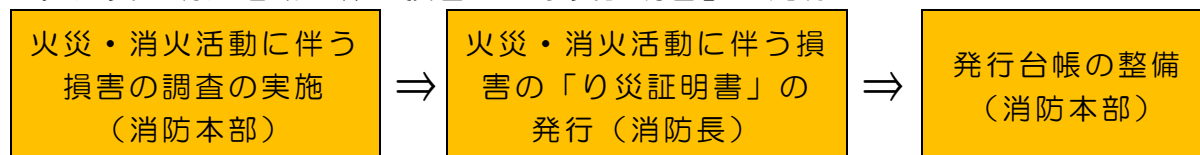
被災者の生活を確保するための対策を行います

- 災害により滅失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置や、被害を受けた住民が再起更生できるよう、租税の徴収猶予及び減免措置等を行います。
- 「り災証明書」を次のように発行します。

A. 損壊家屋の「り災証明書」の発行



B. 火災・消火活動に伴う損害の「り災証明書」の発行



復興計画を策定します

- 復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的かつ速やかに復興を進めます。
- 復興計画策定には女性の視点を取り入れることが重要であることから、女性の参画を積極的に推進します。

町の復興を計画的に進めます

- 大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることとなります。
- 特に都市基盤が脆弱な密集市街地等が被災した場合には、原状への復旧だけでなく、被災前と比べてより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進めます。

串本町で想定される地震・津波

- 和歌山県の「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定（平成25年）において、串本町における想定結果は次表のとおりです。

区分	南海トラフ巨大地震	東海・東南海・南海3連動地震
地震規模	マグニチュード9.1	マグニチュード8.7
最大津波高	17m	10m
平均津波高	10m	5m
平均浸水深	5.7m	2.6m
津波浸水面積	1,170ha（全町域の8.6%）	750ha（全町域の5.5%）
津波到達時間	津波高1m～10m：3分	第一波・最大津波：5分

南海トラフ臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了）に関する基本的な考え方

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から南海トラフ臨時情報が発表されます。
- その場合、政府や県、町などから、各々の臨時情報に応じた防災対応を呼びかけますので、地震・津波への備えを再確認する等、呼びかけの内容に応じた防災対応をとってください。

地震・津波防災対策の実施に関する基本的な考え方

- 和歌山県地域防災計画に定められた地震防災対策の実施に関する目標及び和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～を踏まえて、地震・津波防災対策を実施します。

串本町で想定される風水害

- 台風や集中豪雨等による水害（洪水、浸水、高潮等）や土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり等）のほか、竜巻等が発生するおそれがあります。



水害・土砂災害対策の実施に関する基本的な考え方

- 県及び関係機関と連携して、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の破堤等により発生する洪水等の水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施します。
- 警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地の把握等に必要な情報を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する等の対策を実施します。

地区防災計画について

- 地区防災計画は、地域のみなさん（地区居住者等＝一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画で、串本町地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動が連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。
- 地区防災計画は、地域のみなさんが地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができます。計画内容は次のようなものがあげられます。

【計画内容の例】

- ・基本方針（目的）、防災訓練、物資や資機材の備蓄、地区居住者等の相互の支援、長期的な活動予定、その他地区の特性に応じて必要な事項等

インターネットによる防災情報



国土交通省 防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>



串本町

<http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/>



気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



和歌山県 防災わかやま

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html>

おわりに

大災害で多くの方が救助を求める事態になると、警察や消防がすぐに救助に駆け付けられるとは限りません。そこで重要になるのが地域の住民同士の助け合いです。特に地域に居住する要配慮者（高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等）、特に避難時に支援が必要になる避難行動要支援者に対する援助は、地域の住民の協力が欠かせません。

このダイジェスト版は、災害に対する日頃からの取り組みや、災害発生後における基本的な行動等について整理しています。住民の皆さんはこれを参考として、防災計画により一層の関心を持っていただく機会になればと思います。

串本町地域防災計画【令和5年3月】ダイジェスト版

串本町総務課（防災・防犯グループ）

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

TEL:0735-62-0555（代表） FAX:0735-62-4977（代表）

ウェブサイト：串本町ホームページ（top page）

<https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/>



串本町 本州最南端の町
KUSHIMOTO TOWN